

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【公表番号】特表2003-533556(P2003-533556A)

【公表日】平成15年11月11日(2003.11.11)

【出願番号】特願2001-576919(P2001-576919)

【国際特許分類】

C 08 G 65/333 (2006.01)

A 61 K 6/087 (2006.01)

【F I】

C 08 G 65/333

A 61 K 6/087

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月11日(2008.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】(A) 0.1~50重量%の少なくとも一つのブレーンステッド酸、

(B) 0.1~20重量%の水、

(C) 0.1~50重量%の、元素であるアルミニウム、クロム、銅、ゲルマニウム、マンガン、鉛、アンチモン、錫、テルル、チタン及び/又は亜鉛の酸化物、水酸化物、炭酸塩及び/又はカルボン酸塩から成る群からの少なくとも一つの制酸性の化合物、

(D) 0~95重量%の少なくとも一つの不活性希釈剤、

(E) 0~50重量%の変性剤、

を含む触媒成分であって、

上記の重量%のデータがそれぞれ、前記触媒成分の総質量に対するものであること、及び、前記ブレーンステッド酸の1酸当量に対して0.5~2.0塩基当量の制酸性化合物が使用されていることを特徴とする触媒成分。

【請求項2】前記制酸性化合物が酸化亜鉛から成ることを特徴とする請求項1に記載の触媒成分。

【請求項3】前記構成成分(A)が、アリールスルホン酸、アルキルスルホン酸及びアルキルベンゼンスルホン酸から選ばれることを特徴とする請求項1又は2に記載の触媒成分。

【請求項4】前記構成成分(A)がp-トルエンスルホン酸又はドデシルベンゼンスルホン酸から成ることを特徴とする請求項1~3のいずれか1項に記載の触媒成分。

【請求項5】酸化亜鉛とp-トルエンスルホン酸が1:1.5~1:2.5のモル比で使用されていることを特徴とする請求項2又は4に記載の触媒成分。

【請求項6】1重量部の前記触媒成分と、1:3.5のモル比の酸化エチレン及びテトラヒドロフラン単位から成るポリエーテルジオールから調製可能な、3100の平均イミノ当量質量を有するビスアジリジノポリエーテル3重量部との混合物が、0.5~2.0分以内に固化して、室温での24時間の貯蔵の後、DIN53505による少なくとも20のショアA硬度を有する固形の弾性体になることを特徴とする請求項1~5のいずれか1項に記載の触媒成分。

【請求項7】ブレーンステッド酸を水と一緒に20~70で前記構成成分(D)による不活性希釈剤の一部に溶かし、制酸性の化合物の懸濁液をその溶液に添加することを特

徴とする上記請求項のいずれか 1 項に記載の触媒成分の調製方法。

【請求項 8】前記構成成分 ( A ) 、 ( B ) 、 ( D ) 及び ( E ) による化合物からペーストを調製し、つぎに制酸性の化合物が添加されることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の触媒成分の調製方法。

【請求項 9】前記制酸性の化合物が、制酸性の化合物及び不活性希釈剤の一部から調製されたペースト又は懸濁液の形で添加されることを特徴とする請求項 7 に記載の方法。

【請求項 10】硬化性の調製物の調製のための N - アルキルアジリジノ基含有化合物から成る基本成分を一緒に用いた請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の触媒成分の使用。

【請求項 11】前記触媒成分の構成成分 ( A ) として使用されるブレーンステッド酸対基本成分の N - アルキルアジリジノ基含有化合物の重量比が、ブレーンステッド酸の酸当量対 N - アルキルアジリジノ基含有化合物のイミノ当量が 1 : 0 . 5 ~ 1 : 5 に保持されるようにして選ばれることを特徴とする請求項 10 に記載の使用。